

いくつかの自治体の計画・ガイドラインの紹介

1) 横浜市地域防災計画・震災対応編（2012年改定）抜粋

「総則 第4節 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮」（6～7頁）

1 人権尊重

市民には、高齢者、障害（児）者、乳幼児・児童、妊産婦、疾病者、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない・理解することが困難な人などがいます。このような「災害時要援護者」のハンディキャップは、その内容や程度が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があります。

このように、防災対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行われなければなりません。本防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れます。

2 男女のニーズの違いへの配慮

過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が増大し、その責任が女性に集中したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加したり様々な問題が明らかになっています。そのため、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど防災対策に、男女共同参画の視点を取り入れ、本防災計画のすべての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮を行います。

（1）男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災対策に関する方針決定過程への女性登用の重要性を認識し、審議会や企画立案部署への女性の登用を積極的に行います。

（2）女性・子どもへの暴力防止対策、男女のニーズの違いに配慮した避難所の運営

女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの実施など、避難所における女性・子どもへの暴力防止及び男女のニーズの違いに配慮します。

（3）男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成

男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性向けの防災知識の普及啓発などにより、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性リーダーの育成を行います。

2) 神戸市地域防災計画・地震対策編 応急対応計画（2012年改定）（155～160頁）

第9章 災害時要援護者・外国人の支援・男女双方の視点への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、養育に欠ける児童、病人、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害時に避難誘導に支障があり、避難所生活での困窮等、様々なハンディキャップのある災害時要援護者については、障害の内容、程度等によって一人一人異なることを認識し、本地域防災計画の全ての事項について配慮し、災害後の対応にあたらなければならない。

また、阪神・淡路大震災の経験から、被災時には女性への家庭的責任が増大し、集中するなどの問題点が明らかになっており、防災（復興）対策は、被災・復興状況における女性をめぐる諸問題の解決に向け、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。このため、地域防災計画の全ての事項を通じて、これら被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、

地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制の確立に努める。

実施担当部	担当業務
市長部	・外国人への対応の調整、情報伝達に関すること ・災害時要援護者への情報伝達に関すること
市民参画推進部	・防災対策における男女共同参画の推進に関すること ・女性のための相談に関すること
保健福祉部	・災害時要援護者の安否確認、被害状況等の把握に関すること ・他機関との救護活動等の調整に関すること ・応急仮設住宅入居者の地域での見守り活動に関すること ・災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取り組みに関すること
こども家庭部	・災害時要援護者の安否確認、被害状況等の把握に関すること ・他機関との救護活動等の調整に関すること
都市計画総部	・高齢者・障害者向地域型仮設住宅の提供に関すること
区本部	・区内の要援護者対応の総合窓口に関すること
消防部	・災害時要援護者の避難に関すること ・高齢者、障害者の安全確保に関すること

(中略)

9-3 避難と避難所

1. 防災福祉コミュニティの役割

平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努めるとともに、災害時の避難、収容、物資・情報の提供等を行うにあたり、特に災害時要援護者や男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した支援を行う。

2. 避難所での留意事項

避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意する。

- ① 高齢者、障害者、病人等はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。
- ② 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- ③ 避難所に指定する施設では、バリアフリー化に努める。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、避難所での生活が困難な要援護者については、福祉避難所に移動する。福祉避難所での生活が困難な要援護者については、施設への緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対処する。
- ⑤ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う。特に、プライバシーの確保、着替え場所やトイレの確保、物資の確保等に配慮する。

3) 岐阜県避難所運営ガイドライン（2011年）抜粋

第1章 事前対策

1-4 避難所管理責任者の配置（4頁）

市町村は**避難所に指定した施設に市町村職員等による避難所管理責任者を配置し**、平常時より施設等（建物、備蓄物資等）の管理を行います。なお、発災時には災害の状況によって、必ずしも市町村庁舎の担当職員を派遣できるか分からないため、**派遣予定担当者は、その地域に居住する職員からあらかじめ定めておくことが有効**です。なお、**女性と男性の責任者を双方配置**することも、避難所運営において有効となります。

第2章 展開期～安定期（発最後1日～3週間以降）

3-1 4 女性の視点での避難所運営（23頁）

①専用更衣室等の確保

居住スペースをパーティション等で仕切ったとしても、その空間で着替えを行うことには抵抗があります。**部屋に余裕があれば、女性専用の更衣室を確保し、また空間的余裕がない場合は、体育館等の一角を更衣スペースとして確保**します。また化粧や身だしなみを整えるためのスペースと兼用した上での確保が理想です。

なお、母親の視点として乳児を抱えている場合、**授乳スペースの確保も必要**となります。スペースの余裕がない場合は、女性専用の更衣室との兼用も含め、確保に努める必要があります。

②洗濯場の専用スペース確保

避難生活が長期化し、洗濯の必要が出てきた場合には、**物干し場所として男女別々のスペースを設ける必要**があります。

③専用トイレの確保

避難所におけるトイレは、避難所設置初期は、男女の区別なく共用のものとして設置される場合もありますが、そのうちの**一部は女性専用とし、別々の場所に配置するといった配慮が必要**です。ただし夜間の利用も考慮した上で、防犯上、その配置や照明の設置等も検討します。

④女性の担当者による物資配布

物資の配布に際して、生理用品など、女性のみが利用する物資については、男性職員から提供を受けることに抵抗があります。こういった**女性特有の物資については、女性の担当者からの配布を行うよう配慮**します。

⑤専用相談窓口の設置

女性特有の悩みや相談事項は、相手が男性であると相談しづらい可能性があります。そのため、**女性専用の窓口を設けたり、相談窓口には女性スタッフを配置するといった配慮**を行います。

3-1 5 相談体制の確立（23～24頁）

避難者の不安、疑問、不満等に、個別に相談できる窓口を設置し、ストレスの軽減に努めます。また避難者に周知して、避難者が誰でも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者一人一人の意見を聞き、避難所運営の改善を行います。

また、**女性や子どものための相談窓口をあらかじめ設置**しておくことも必要となります。そして、意見、相談を聞きながら避難者が個別に自立の方法を探り、1日も早い自立を目指します。なお、意見を聞く時は、聞き間違いや聞き漏れによる後々のトラブルを考慮し、2人1組で対応することが有効です。